

平成 23 年度計画を次のとおり変更しました。(平成 23 年 7 月 20 日付 財務大臣届出)

変更事項

変 更 後	変 更 前
<p>7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>イ 方針</p> <p>業務の効率化、非常勤職員の活用等により、常勤職員の増加抑制に努める。また、研究職員の採用に当たっては任期付任用に努めるとともに、平成 22 年 9 月 1 日に策定した酒総研の人材活用等に関する方針に基づき、若手研究者等の能力の活用等を図る。</p> <p>ロ 人員に係る指標</p> <p>年度末の常勤職員数を 43 人以内とする。ただし、競争的研究資金により雇用される任期付職員はこれに含まない。</p> <p>(2) <u>積立金の処分に関する計画</u></p> <p><u>第 2 期中期目標の期間からの繰越積立金は、第 1 期中期目標の期間中に自己収入財源で取得し、第 3 期中期目標の期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却及び除却に要する費用に充当する。</u></p> <p>(3) 情報の公開と保護</p> <p>酒総研の活動についての社会への説明責任を果たすため、ホームページにより適宜情報を公開する。また、開示請求に対しては適正かつ迅速に対応するとともに、個人の権利、利益を保護するため、個人情報の適切な取扱いを図る。</p>	<p>7 その他財務省令で定める業務運営に関する事項等</p> <p>(1) 人事に関する計画</p> <p>イ 方針</p> <p>業務の効率化、非常勤職員の活用等により、常勤職員の増加抑制に努める。また、研究職員の採用に当たっては任期付任用に努めるとともに、平成 22 年 9 月 1 日に策定した酒総研の人材活用等に関する方針に基づき、若手研究者等の能力の活用等を図る。</p> <p>ロ 人員に係る指標</p> <p>年度末の常勤職員数を 43 人以内とする。ただし、競争的研究資金により雇用される任期付職員はこれに含まない。</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(2) 情報の公開と保護</p> <p>酒総研の活動についての社会への説明責任を果たすため、ホームページにより適宜情報を公開する。また、開示請求に対しては適正かつ迅速に対応するとともに、個人の権利、利益を保護するため、個人情報の適切な取扱いを図る。</p>